交差点手前に表示する予告矢印について『県内統一基準』（法定外表示等設置指針による施工例）

＊従来の方法によると、○部は、２方向の矢印でしたが、統一された方法では、直進・右折の並列表示になります。

法定外表示

法定外表示については、次によるものとする。

1　設置する場合

「車両通行帯」及び「進行方向別通行区分」の規制標示が設置されている場所において、必要に応じて、「進行方向別通行区分」の予告表示を行うこと。

2　様式と色

様式については、図例のとおりとする。設置されている「進行方向別通行区分」の規制標示の様式及び数に対応した様式及び数の「進行方向別通行区分」の予告表示を設置するものとし、色は白色とする。

3　その他

車線数の変更がない場合は「進行方向別通行区分」の矢印と同じものの予告表示をその車線ごとに表示し、車線数の変更（増設）のある場合は「進行方向別通行区分」の矢印と同じものの予告表示を、車線数が変更（増設）される前にその車線に並列させて設置すること。

図例　「進行方向別通行区分」の予告表示

寸法図

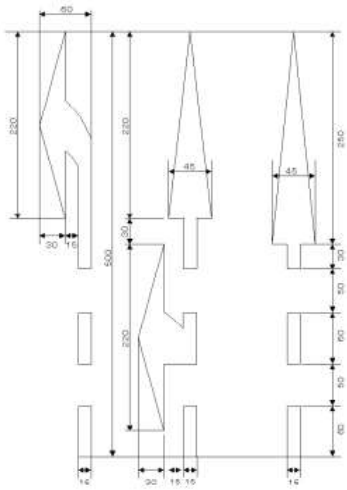

標準位置図

車線数変更あり　　車線数変更なし

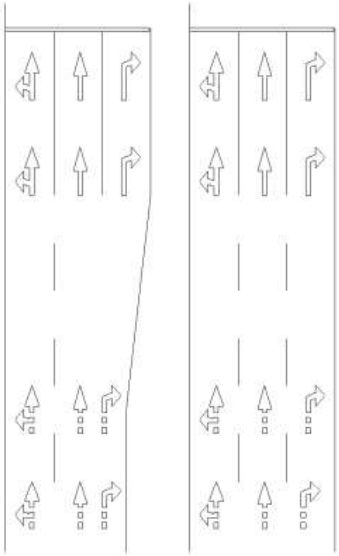

（警察庁「交通規制基準」より抜粋）